

保育標準時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位：円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童（月額）			3歳以上児
国階層区分	階層区分	定義	満額（1人目）	1/2（2人目）	無料（3人目）	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,800	4,400	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	9,400	4,700	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	12,600	6,300	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	16,600	8,300	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	20,600	10,300	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	25,000	12,500	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	28,200	14,100	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	31,200	15,600	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	34,200	17,100	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	36,200	18,100	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	38,200	19,100	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	40,000	20,000	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	44,000	22,000	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	48,000	24,000	0	0

年齢基準日：令和6年3月31日

階層区分の認定について

- ① 保育料は、4月～8月分は前年度の父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者)の村民税所得割の合計額、9月～翌年3月分は当年度の村民税所得割の合計額によって決定いたします。ただし、保育料の算定においては寄附金税額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除等は適用されません。
- ② 父母のいずれも村民税(所得割・均等割)が課税されておらず、祖父母と同居している場合は、祖父母のどちらか一方(最多収入・最多納税者)を「家計の主宰者」と認定し、その方の村民税所得割額で保育料を算定します。
- ③ 適用する年齢については、当該年度の初日の前日(3月31日)現在の満年齢を適用します。よって、年度の途中で誕生日を迎え年齢が変わっても、その年度内の保育料に変更はありません。
※当該年度の3月31日時点で2歳だった児童が、年度途中で誕生日を迎え3歳となった場合でも、保育料は無料にはなりません。
- ④ 村外の保育園を希望される場合でも、保育料は上記または裏面の金額となります。

課税額に変更があった場合

課税額に変更があった場合は、福祉課子ども施設係へご連絡ください。課税額が変わったことを確認させていただき、確認が取れた月の翌月から保育料が変更となります。

※ご注意いただきたいこと※

- 父母等が未申告の場合には、保育料は最高額算定（上記または裏面表のD12階層の金額）となります。後から申告をしても、課税額が確認できた月以前に遡って保育料を変更することはできません。
- 保育園を利用しない日があっても、その分の保育料を日割りしてお返すことはできません。全額をご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

裏面は、「保育短時間保育料」・「保育料の軽減」・「保育料の納入方法」・「延長保育料」について記載してあります。

保育短時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位：円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童（月額）			3歳以上児
国階層区分	階層区分	定義	満額（1人目）	1/2（2人目）	無料（3人目）	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,200	4,100	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	8,800	4,400	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	11,800	5,900	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	15,600	7,800	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	19,200	9,600	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	22,000	11,000	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	24,800	12,400	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	27,600	13,800	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	30,200	15,100	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	31,800	15,900	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	33,400	16,700	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	34,800	17,400	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	38,000	19,000	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	41,000	20,500	0	0

年齢基準日：令和6年3月31日

保育料の軽減について

- 母子・父子家庭や在宅障がい児（者）がいる世帯の場合は、次のとおり軽減されます。
C階層に属する世帯の場合には、1人目は標準時間3,800円・短時間3,400円、2人目は無料。
D1階層およびD2階層のうち所得割課税額が77,101円未満に属する世帯の場合には、1人目は標準時間3,800円・短時間3,400円、2人目は無料。
※在宅障がい児（者）の範囲：児童またはその父母まで
- 生計を同一とするお子さんが複数いる場合は次のとおり軽減されます。
C階層およびD1階層のうち所得割課税額が57,700円未満に属する世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において2人目に当たる場合は、1/2に減額。
D1階層のうち所得割課税額が57,700円以上に属する世帯およびD2階層以上の世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において、保育園や幼稚園等に入園している児童のみで数えて2人目に当たる場合は、1/2に減額。
すべての階層において、入園児が生計同一の範囲内で3人目以降の場合は、無料。

保育料の納入方法について

保育料は、口座振替または納付書（毎月送付）によりお支払いいただきます。ただし、小規模保育園の場合は、上記または裏面の金額を、保育園が指定する方法で直接保育園にお支払いいただきます。

延長保育料について

保育標準時間・保育短時間の時間を超えて児童を預けた場合、上記または裏面表の保育料とは別に、延長保育料がかかります。金額や保育時間は、別紙「保育園の概要」をご確認ください。